

生活保護法における介護機関の 指定に関する みなし規定の範囲の拡大

令和元年7月10日
指定都市市長会

1. 生活保護法における介護機関の指定に関するみなし規定

- 生活保護法の改正により、平成26年7月1日以降、介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされたとき、その介護機関は生活保護法の指定介護機関として指定を受けたこととみなされる。
- 生活保護法の指定介護機関とみなされた介護機関が、介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定の取消しがあったとき、又は指定の効力が失われたときは、生活保護法における指定
↳ 介護機関としての指定の効力を失う。



介護保険法の規定による「指定の全部又は一部の効力が停止されたとき」については、生活保護法における指定の効力について何も規定されていない。

【参考】生活保護法及び介護保険法 条文

【生活保護法 第54条の2】

1 (省略)

2 介護機関について、別表第二の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。(以下略)

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

別表第二 (抜粋)

その事業として
居宅介護を行う
者又は特定福祉
用具販売事業者

介護保険法第四十
一条第一項本文の
指定

同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。

【介護保険法 第77条】

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

2. 支障事例（指定の効力の停止が行われた場合の取扱）

【平成30年度 仙台市事例】

内部の事務手続き等を含め、約1カ月要した。

事案発生

弁明機会
付与

処分

介護保険法における処分内容と同様の処分

介護保険法において指定の効力の停止が行われた場合の
生活保護法における取扱を厚生労働省へ確認。

【厚生労働省回答】

介護保険法において指定の効力の停止が行われた場合、生活保護法での処分は必要。
生活保護法による介護扶助運営要領（平成12年3月31日付け社援第825号厚生省社会・
援護局長通知）第8に基づき手続きされたい。

【参考】生活保護法による介護扶助運営要領（抜粋）

第八 指導及び検査

三 検査後の措置

(一) 行政上の措置

行政上の措置は、介護サービスの内容又は報酬の請求の不正又は不当の程度に応じて、指定取消、指定の全部又は一部の効力停止、戒告、注意とする。

お(二) 聴聞等

検査の結果、当該指定介護機関が指定の取消又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分に該当すると認められる場合には、検査後、指定の取消等の処分予定者に対して、行政手続法(平成五年法律第八八号)の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならないこと。

3.. 求める措置と見直しによる効果

【求める措置】

介護保険法に基づく「指定の効力の全部又は一部の停止があったとき」に、生活保護法上の指定の効力を同様に停止する。



【見直しによる効果】

すでに規定されている「指定の取消」などと同様に、効率的な処分手続きが可能となり、介護機関及び行政の事務負担を軽減できる。

生活保護費返還金等の納付手段が少なく利便性が低いことが問題になっている。

生活保護費返還金等とは

生活保護法第63条返還金

生活保護法第78条徴収金

民法第703条及び地方自治法施行令第159条による戻入金

現状の納付手段における支障

- 手数料のかからない一部金融機関での納付書払い
⇒ 入院中・身体等が不自由で遠出困難、遠方居住、日中は就労している等で時間内に行けない。
- 現金書留
⇒ 郵便料金がかかる。日中は就労している等で時間内に行けない。亡失等の事故のリスクが存在。
- 福祉事務所での窓口納付
⇒ 交通費がかかる、亡失等の事故のリスクが存在。

利便性の低さを理由に債権回収の折衝が上手くいかない例もあり、収納率が向上しない一因となっている。

解決策

コンビニ収納の導入

- 時間や場所を問わず納付することが可能
- 債務者からの要望も多数
- 窓口納付件数減少に伴う福祉事務所における事故リスクの低下

コンビニ収納(私人委託)を実現するために

求める措置の具体的内容

法律又はこれに基づく政令に特別の定めを規定することにより、地方自治法第243条に定める私人の公金取扱いの制限から除かれる必要がある。

生活保護法及び生活保護法施行令を改正し、特別の定めを規定する。

※私人委託をするために、同様に特別の定めを規定している例としては、国民健康保険料、介護保険料などがある。

制度改革による効果

		収入未済件数	収入未済額
保護受給中	保護費と相殺	約400件	約1億9,000万円
	保護費と相殺不可	約1,000件	約2億5,000万円
保護廃止済	保護費と相殺不可	約1,500件	約4億5,000万円

年間歳入増加見込
3,000万円

1,000件 × 20% × 5,000円 × 12ヶ月 =
1,200万円

1,500件 × 20% × 5,000円 × 12ヶ月 =
1,800万円

算出条件

収入未済件数のうち保護費と相殺不可の20%がコンビニ収納導入により新たに納付される。

割合については折衝履歴等からの試算による。

1件当たりの納付金額は5,000円(「平成24年7月23日付社援保発0723第1号生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」より単身世帯における保護費と徴収金との相殺の目安上限額)

(参考) 関係法令抜粋

生活保護法(昭和二十五年五月四日)(法律第百四十四号)

(費用返還義務)

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

民法(明治二十九年四月二十七日)(法律第八十九号)

(不当利得の返還義務)

第七百三条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益者」という。)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

地方自治法施行令(昭和二十二年五月三日)(政令第十六号)

(誤払金等の戻入)

第五十九条 歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納せよるときは、収入の手續の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。

地方自治法(昭和二十二年四月十七日)(法律第六十七号)

(私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

介護保険法(平成九年十二月十七日)(法律第百二十三号)

(保険料の収納の委託)

第百四十四条の二 市町村は、普通徴収の方法によって徴収する保険料の収納の事務については、収入の確保及び第一号被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

介護保険法施行令(平成十年十二月二十四日)(政令第四百十二号)

(保険料の収納の委託)

第四十五条の七 市町村は、法第百四十四条の二に規定する保険料の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、第一号被保険者の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法第百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

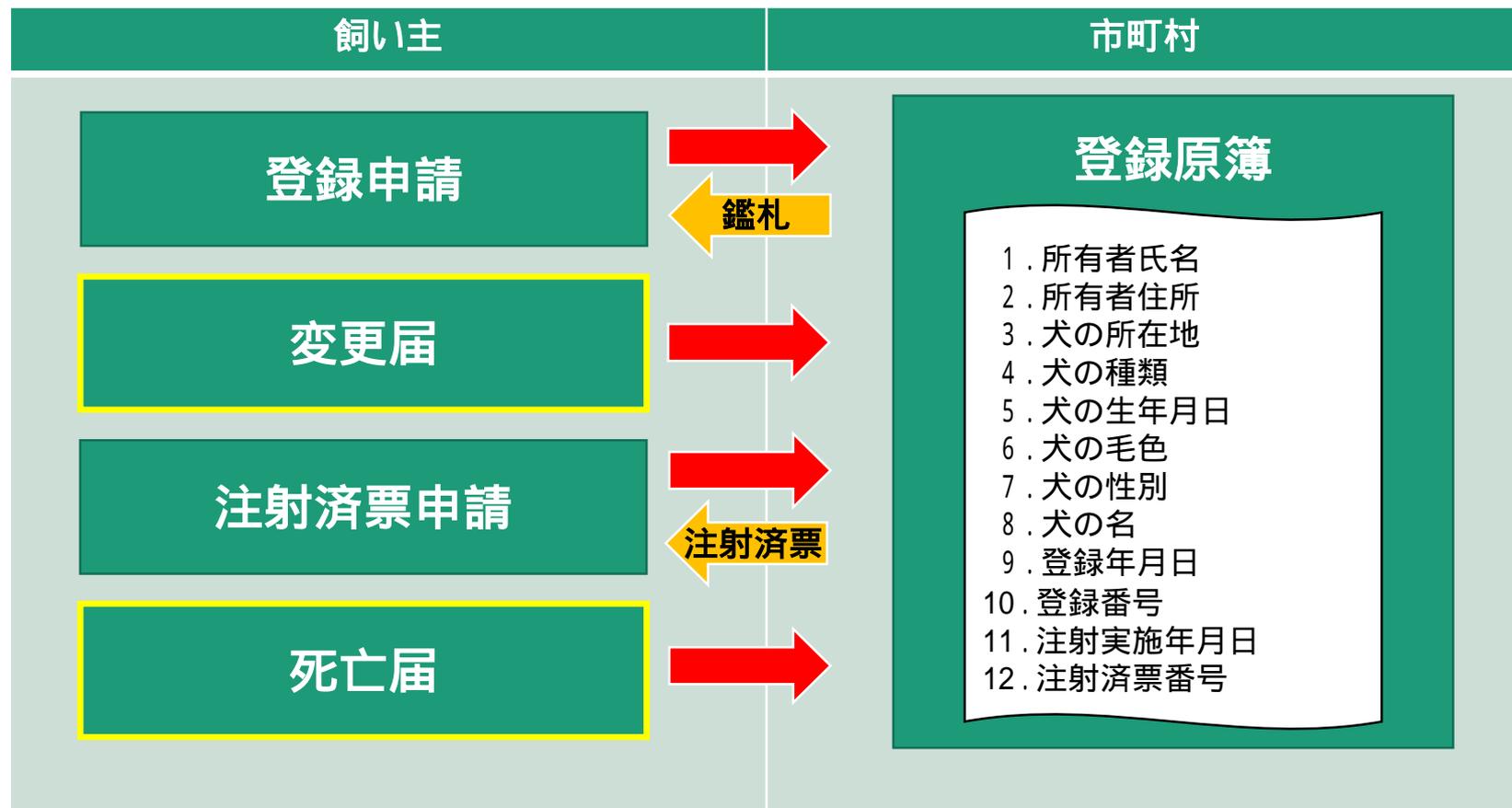
3 法第百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の収納の事務について検査することができる。

狂犬病予防法に基づく 犬の登録原簿の管理の見直し



令和元年(2019)7月11日
島根県出雲市

犬の登録制度の課題

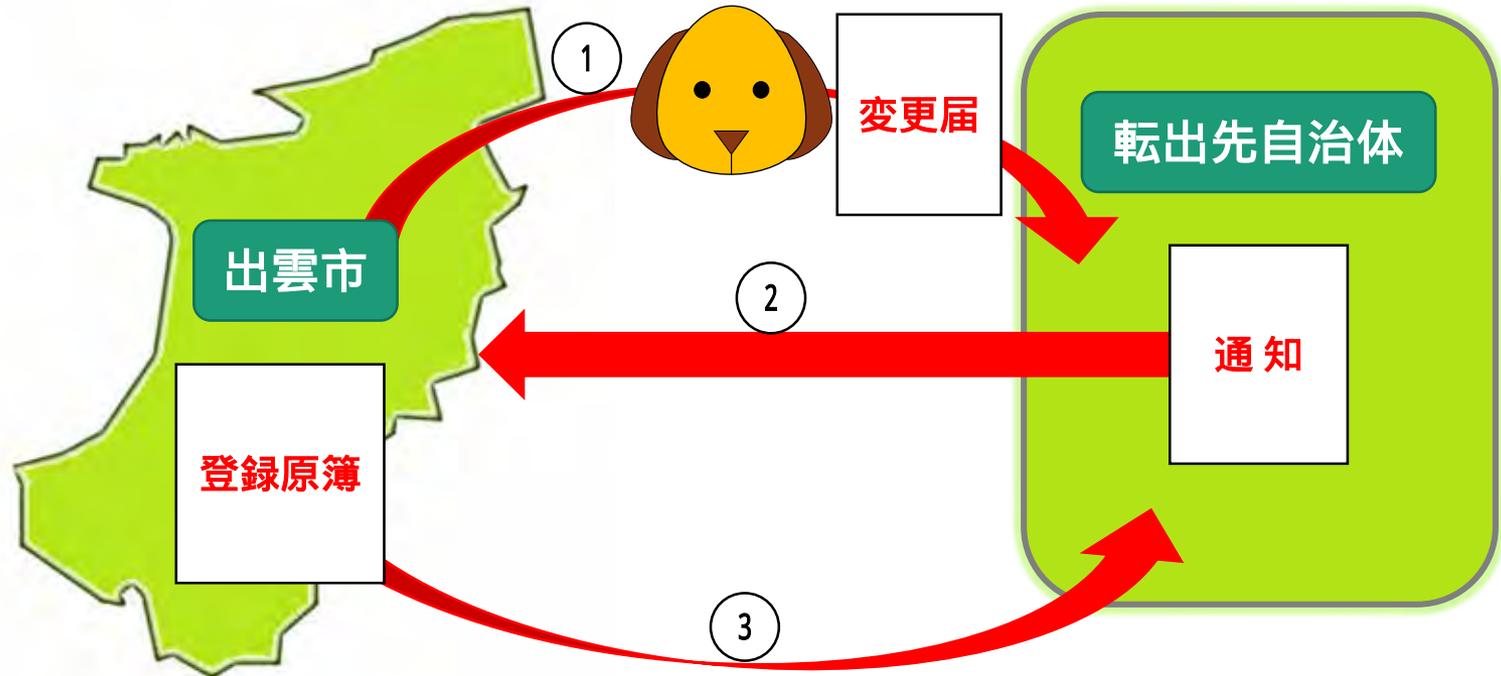


22

犬の所有者が死亡届の提出等の義務を履行しない場合、市町村は登録原簿の修正等ができない。

【現行】

出雲市から転出した場合（国内移動）



- ① 犬が転出し飼い主が転出先自治体へ変更届を提出
- ② 転出先自治体から出雲市へ犬の所在地変更の通知
- ③ 出雲市から転出先自治体へ登録原簿の送付

提案の背景

狂犬病予防法

平成7年(1995)法改正:犬の登録が毎年1回から生涯1回へ

- ・飼い主に変更届、死亡届の提出が義務付けられる。
- ・市は、犬の所在を正確に把握することが必要となった。

出雲市の状況

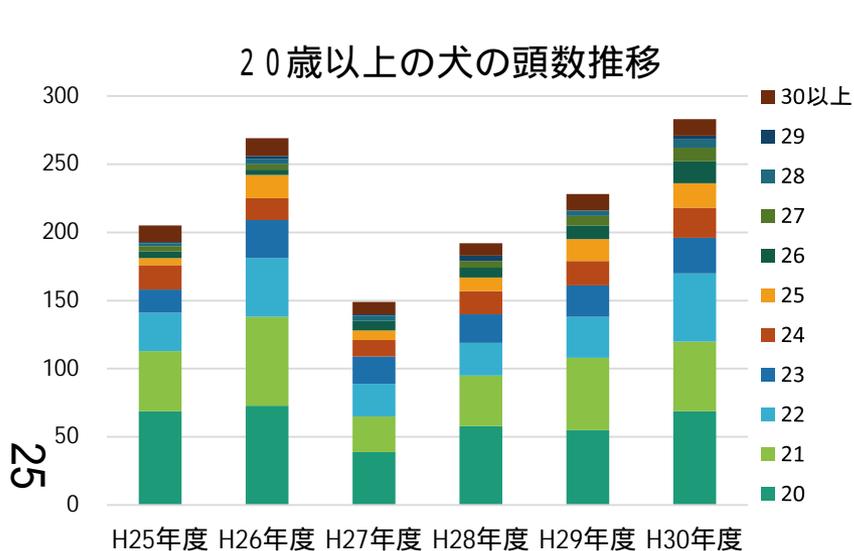
(平成31年3月31日現在)

出雲市の登録頭数	8,679頭	毎年、飼い主に注射勧奨ハガキを送付
生死不明高齡犬()	217頭	登録原簿に残ったまま毎年通知 <u>管理事務、経費ロス</u>
所有者から死亡届(H30年度受理分)	470頭	登録原簿から消除
転居先不明犬	370頭	国への報告対象から除外(国の通知による)

生死不明高齡犬:生後20年経過し、注射実施記録が直近5年間無いもの。

- ・市が管理している犬の登録原簿が実態と乖離
- ・犬の登録原簿の管理に係る経費や事務負担が増加

出雲市における高齡犬の登録頭数の推移



(単位:頭)

年齢	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
15	286	328	340	321	350	344
16	185	229	214	243	242	275
17	128	150	136	148	174	177
18	108	110	79	101	122	124
19	78	103	66	59	84	93
小計	785	920	835	872	972	1,013
20	69	73	39	58	55	69
21	44	65	26	37	53	51
22	28	43	24	24	30	50
23	17	28	20	21	23	26
24	18	16	12	17	18	22
小計	176	225	121	157	179	218
25	5	17	7	10	16	18
26	5	4	7	7	10	16
27	4	4	0	5	7	10
28	2	4	4	0	4	6
29	1	2	1	4	0	3
30以上	12	13	9	9	12	12
小計	29	44	28	35	49	65
合計	990	1,189	984	1,064	1,200	1,296

平成27年度に飼い主へ電話で犬の死亡確認調査を実施
 高齡犬()の登録頭数は前年度から大幅に減少

年々高齡犬の登録頭数が増加・・・死亡犬が含まれると思われる

犬の平均寿命14.29歳(H30年度)を超えるもの(日本ペットフード協会調べ)

提案1. 生死不明高齡犬を 転居先不明犬と同様に取り扱う

課題

死亡届が提出されないと、高齡犬として登録原簿に残り続ける。

提案

犬の平均寿命を考慮し、生後20年程度の保存期間を経た場合、国へ報告する登録頭数に含めないとする**転居先不明原簿の取扱いと同様とする。**

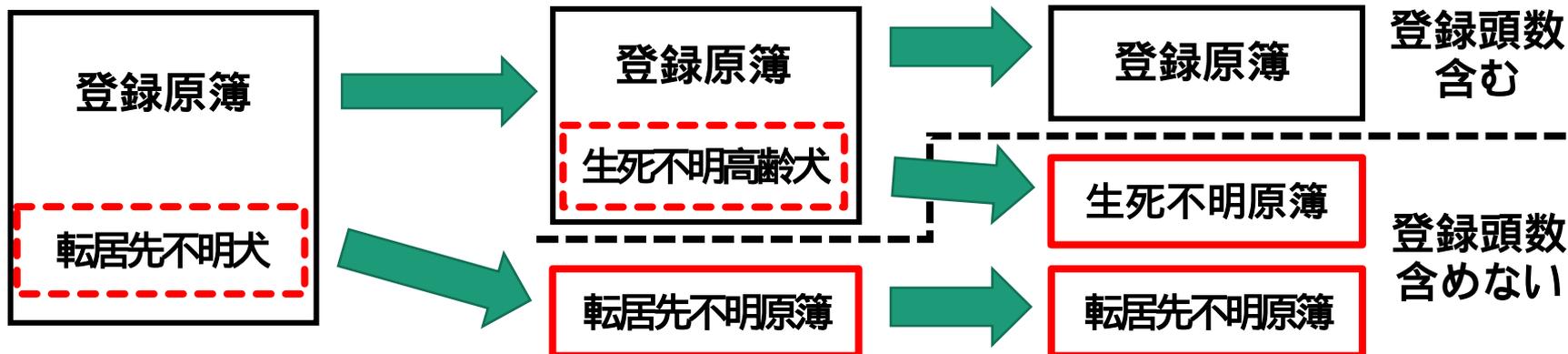
【条件】

(1)生後20年経過
かつ

(2)直近5年間注射済票の交付履歴なし

【現行】

【提案】



転居先不明犬の取り扱い

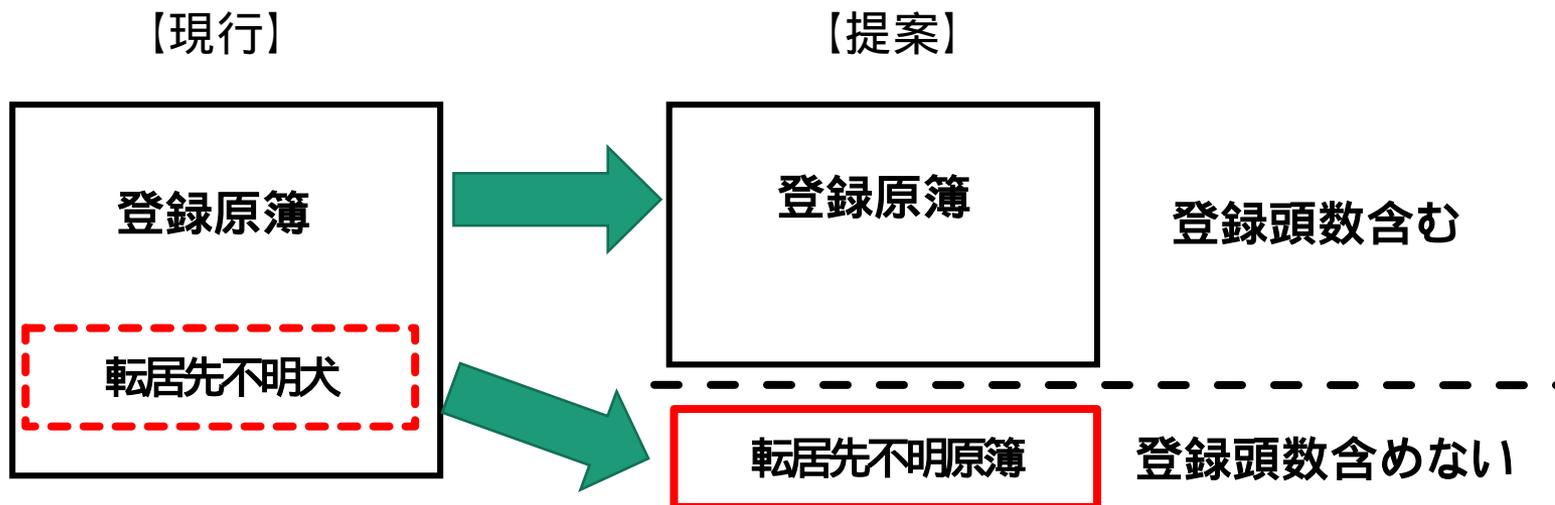
【現行】

「狂犬病予防法に基づく犬の登録等の徹底について」

平成14年6月11日付健感発第0611001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知

【内容】

1. 犬の転居先が不明になった原簿については、犬の寿命を考慮し、生後20年程度の保存期間を経た後、再度調査を行い死亡届を提出するように指導
2. 国へ犬の登録頭数を報告するとき、当該犬は登録頭数に含めない



転居先不明犬と生死不明高齡犬

転居先不明犬

飼い主からの届出 :なし
注射実施記録 :なし
飼い主の所在 :不明

転居先不明原簿

生死不明高齡犬

飼い主からの届出 :なし
注射実施記録 :なし
飼い主の所在 :明らか

死亡が推定されるが
登録原簿に残る

どちらも犬の所在が把握できないにも関わらず、
登録原簿上の取扱いが異なる。

提案2. 職権消除(生死不明高齡犬、転居先不明犬)

課題

生死不明高齡犬、転居先不明犬の調査が困難
飼い主に連絡がとれず、犬の生死の確認ができない。
住民基本台帳での調査には限界がある

- ・飼い主の変更
- ・転出後に再度転出

29

生死不明原簿

転居先不明原簿

死亡届が提出されない限り
原簿が残り続ける

提案

生死不明犬及び転居先不明犬で生後25年経過したもの



死亡とみなし職権消除可能とする。

提案3 . 国外転出時の届出制度の創設

課題

法令は国内の移動を想定(転出先市町村での手続き)
国外に転出した場合は、手続き自体が存在しない。



国外転出した場合、犬が転居先不明となる。

30



国外転出には届出手続きが
存在しないため
転居先不明犬となる

提案

国外転出時に犬の登録市町村への届出制度を創設

提案実現による効果

u より適切に犬の登録原簿を管理することが可能となる。

提案1

転居先不明犬に加えて、生死不明高齡犬を除外することで、より精度の高い登録原簿に

u 犬の登録原簿の管理に係る経費や事務負担が軽減される。

提案1

生死不明高齡犬に対する通知経費及び事務負担の軽減

提案2

死亡届が提出されないまま抹消できない生死不明高齡犬と転居先不明犬の登録原簿の管理経費、事務負担の軽減

提案3

飼い主、犬の所在調査に係る経費、事務負担の軽減